

## 公益社団法人 日本精神神経学会 特任理事規則

### (趣旨)

第1条 本規則は、定款第30条の2第6項に基づき、公益社団法人日本精神神経学会(以下「この法人」という)の特任理事に関する事項について定める。

### (設置・権限等)

第2条 この法人のダイバーシティを推進し、運営を円滑に行うため、理事会の決議により、5名以内の特任理事を置くことができる。

2 特任理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事には該当せず、この法人の業務を執行し又はこの法人を代表する権限を有しない。

3 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

4 理事会を招集するときは、書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに特任理事に通知する。ただし、特任理事の同意があるとき又はやむを得ない事情があるときは、招集手続を省略することができる。

### (選任・解任)

第3条 特任理事は、いつでも、理事会の決議により選任し、解任することができる。

2 特任理事の資格は、次の各号をすべて満たすことを要する。

(1) この法人の会員であること

(2) この法人の理事経験者又は(直近の)理事選挙候補者でないこと

(3) この法人の監事経験者又は(直近の)監事選挙候補者でないこと

3 特任理事を選任した際は、速やかに公示することとする。

### (任期)

第4条 特任理事の任期は、原則として理事の任期と同一とし再任を妨げない。ただし上限は2期までとする。

### (報酬等)

第5条 特任理事は、無報酬とする。

2 この法人は、特任理事がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。

### (改正)

第6条 本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

### (施行)

第7条 本規則は、令和6年6月19日から施行する。